



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成30年1月1日
第 255 号

発行責任者 支部長 荒川 章 三
編集責任者 副支部長 小林 正 俊
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社

嘉祥陽春



新春のご挨拶



支部長
荒川 章三

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は、支部会務に多大なご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。執行部を代表して厚く御礼申し上げます。

さて昭和支部は今年、支部創立60周年という記念すべき節目の年を迎えます。これもひとえに支部創立から現在に至るまで、諸先輩会員方のたゆまぬ努力の積み重ねの賜物と思っております。

特にこの十年間には税理士法改正があり、納税環境整備として、税理士制度の見直しが行われました。なかでも租税教育に対する取組みが税理士会の会則として「申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、必要な租税教育等に関する施策を実施する」と規定されました。租税教育に関しましては、税理士法改正の項目として挙げられる以前から税理士会が積極的に取り組んでまいりました。その結果、昨年、昭和税務署長より表彰を受けることとなりました。まさに多年に渡り積極的に取り組んできたことが評価されたものとして大変うれしく思うとともに、これまで租税教育に関わられた全

ての会員皆様方のご尽力の賜物と思っております。租税について実務家である我々税理士が直接伝えることは有意義である反面、責任の重さも痛感しており、独自テキストの作成や統一した資料作りを継続することが重要と考えています。

私ども執行部では、昨年の総会においてご承認いただきました事業計画、予算にもとづき会務を進めております。研修関係では、月例研修会に加えて夜間研修会を開催し、内容としましては、税制改正をはじめ資産税、医療法人の税務、消費税制、企業買収事例等、実務と理論の両面からの研修会を開催しました。広報関係は、支部報・ホームページによる情報提供を行い、税務支援関係では税務相談所の運営、無料相談会の企画、商工会等への派遣などを通じ、社会的貢献にも努めてまいりました。厚生関係は、6月には「美味し国三重の魅力満載！伊勢志摩美食紀行」として伊勢志摩方面へ一泊での研修旅行を行い、10月には日帰り研修旅行として「京ゆば膳と吉本祇園花月」を行いご家族参加のもと会員間の親睦を深めました。また、制度部では、税制改正要望について意見の検討と集約を行なうとともに、規約・細則類集を発行いたしました。

今後も昭和支部の伝統である「和」の精神で各部が連携をはかり会員皆様に事業を通じて還元できるよう会員のための会務を運営してまいりますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が、ご多幸と希望に満ちた良い年となることを祈念申し上げ、新年のご挨拶をさせていただきます。

表題について

「嘉祥陽春」美しくあたたかな春をお喜び申し上げます

今枝 清

ここ何年か、暮れに伊勢神宮をお参りした際に伊勢のしめ縄を購入しています。お正月に、玄関や門口にしめ縄を飾り、年神様を迎える習わしは、どこにでもあり、松の内を過ぎるとたいい外されることが、一般的です。しかしながら伊勢地方では、一年を通して、しめ縄をお飾りしています。我が家でも、その伊勢の

しめ縄を、一年中お飾りしています。目を引くのが『蘇民将来子孫家門』（神話にもとづいたもので諸説あり）と書いた護り札がしめ縄に付いています。それを毎日目にするにより、新年の清々しい気持ちを忘れないようにと、心がけるつもりで。あけましておめでとうございます。今年も一年が良い年でありますように！

新春
特集

新年に想う 年男・年女

清水 利夫(1月2日生)



“光陰矢の如し”古希を迎えてからもう2年が過ぎ今年には6巡目の年男です。一白水星である私の今年の運勢は当たり年で、仕事運に恵まれ好調の波に乗っているらしいです。普段から占いなどを気にすることはありませんが、今年は何事もすこぶるスムーズに進行できる運勢的に当たり年などと書かれていたので、つい深読みに入ってしまった。

ところで、数年前、研修時間の消化を理由に受けた成年後見の研修がきっかけで、現在、成年後見人という立場を頂いています。

成年後見制度は認知症や精神的障害などによって判断能力が十分でない人を法律的に支援するまだ新しい制度で、平成28年には成年後見利用促進法が施行されるなど国を挙げて取り組まれており、私もその一翼を担っていると自負しています。しかし実際に従事してみると、当初予想していたボランティア的思考とは大きくかけ離れた現実の生活実態に直面します。自分の家族だったらこの問題をどう処理するかという発想が起点となります。入所し空き家となっている窓の様子がおかしいと近所の人から緊急連絡を受ければ、真夜中に1時間かけて駆けつけるのも後見人の当たり前の仕事だと考えるからです。

人生波乱万丈です。去年一年を振り返って、後見人の仕事以外にもいろんな出来事がありました。

今年は、一白水星の幸運の運気の流れに乗って、大きな問題が発生しない良い年になることを祈念したいものです。

助永 英樹(1月31日生)



新年あけましておめでとうございます。

10月に支部から年男原稿の依頼を受け、銀行からは年金相談会の案内、中学や高校の還暦同窓会のお知らせと、今までの干支を迎えるのと様子が違うと感じています。

銀行に就職し、東京・名古屋・福岡と3店舗で7年勤務しました。

現在は、日銀の大規模な金融緩和によりバブル的にはなっていますが、退職する直前は、バブルの真最中で株や土地等が面白いように連日値上がりし、新聞の株式欄を見るのが楽しみでした。お客様からも1日でも早く投資したいと催促の電話がひっきりなしで、連日夜中まで申請書作成に追われ、融資資金がそのまま特定金銭信託や土地などの投資に流れていたため実需を超えた資産の大幅な上昇につながっていました。

当時は、融資担当者が、担保を見に行くため、土日を主に土地建物等の現地確認の写真撮りに費やし、本当に休みのない日が続いていました。

私が退職する時は、景気が良かったためか、男性行員で中途退職する人はおらず、支店の人が心配して盛大に送別会をしてくれました。

税理士業務の知識が全くないままに転職したため「源泉徴収」さえよくわからないありさまですが、定時退社で、勉強に集中することができスムーズに資格を取ることができました。

会計事務所の仕事は、決算や確定申告という区切りがあること、転勤・出張がなく自分のペースで落ち着いて仕事ができるため、自分の性格に合っていて転職して本当に良かったと思っています。

趣味は、ゴルフと旅行と英会話です。ゴルフは、自己ベスト80を上回ることができず、自己流では上達がないとスクールに入って練習しましたが、習いに行くことが苦手な私は、すぐ止めてしまいました。長いスランプに陥っていましたが、ようやく気持・技術が上向きになってきたところです。スコアの更新と少しでも長い期間ラウンドでできることを目標に練習に励んでいます。

旅行は、元気なうちに海外にといい数年前から家族で、北米や欧州を中心に旅行に出かけています。

英会話は、かなり時間を費やしているものの、あまり成果が上がっていません。老後の趣味として気長に取り組んでいくつもりです。

とりとめもないことを書きましたが、家族や事務所のみなさんやお客様に感謝し、健康に留意しながら今の生活が続けられるよう過ごしたいと思えます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

水野 敬子(4月26日生)



今年「三回目の成人式」還暦を迎える。その昔、還暦は子供や孫が祝うものだったが、寿命が延びたお陰で「還暦を親に祝ってもらう時代」が到来した。86歳の母から見れば、まだまだ私など子供で「敬子が還暦を迎えるとはねえ」と感慨深げだ。母が59歳の時は孫が6人いる「おばあちゃん」でもっと老けていた記憶があるが、当時の写真を久し振りに見たら、今の私と変わらず愕然とした。

…「イクジイを 目指すも我が子 まだ未婚」…

宝島社発行の本「還暦川柳」の中に、妙に共感できる川柳を見つけて思わず苦笑した。「イクジイ」を「イクバア」に置き換えると正に今の私の心情そのものだ。「イクバア」を目指している訳ではないのだが、孫の顔を見てみたいというのは正直な気持ちだ。子供全員結婚するまでが親の務めと感じているが、なかなか思い通りにはならない。

ふと家族全員の年齢を足してみたら今年2月の長男誕生日でジャスト300歳になる事が判明した。(義母91+夫64+私59+長女31+長男29+二女26) 義母が元気だからこそこの300歳達成だが、いい年をした未婚の子が3人もいるというのは少々問題である。何はともあれ家族揃って300歳記念旅行を計画 중이다。3月の長女誕生日前日までに限定すると実は繁忙期と重なるが是非とも実現したい。

「年齢七掛け説」によれば60歳なら42歳という事になり「もう還暦」ではなく「まだ還暦」だと思う。また、数えの70歳は古稀(古来稀なり)だが、今では100歳でもあまり稀ではなくなっている事を考えると「年齢七掛け説」は信憑性があると感じる。今後の「人生100年時代」到来に備えて、残りの人生設計を考える必要がありそうだ。身体的にも精神的にも健康で過ごしたいと思う。

西塚 一男(5月6日生)



継続している「協会けんぽ」から、生活習慣病予防検診の案内が来た。昨年10月に指定された健診機関で受診した。1週間後にその結果を聞きに行ったところ、肺に腫瘍ができてい

可能性がある

ので、病院で精密検査を受けろといわれ、検査ができる病院の紹介を受けた。紹介された病院で11月中旬に精密検査を受けその結果が

でた。

その結果は、肺がんの疑いがあるので手術をする必要があるというものでした。12月中旬には手術が可能なので、日を決めて連絡されたいとのこと。「はい」と返事をしたものの、頭の中は真っ白でどのように家に帰ってきた定かではない。それから毎日、女房とともにつまらない愚痴と何ともならない慰めを並べ、病院には気持ちの整理がつかないからと返事を延ばした。

昨年の1月に、姉がやはり肺がんで死亡した。手術後の10年余の闘病生活を私は見てきた。我慢強い姉であったが抗がん剤治療の苦しさに涙する姿を見た。

さて、手術も何の治療も受けず、人生終点まで天に任せると73歳か74歳、運が良ければ77歳。人生僅か50年のころからみれば年に不足はない。公金で高額な医療費負担をお願いしないのも、最後のできる社会貢献であるか？

お屠蘇をおいしくいただきながら、年男72歳を迎えた新年に、手術も治療もしないと決断した。病氣も新年の決断も初夢のごとく消え去らんことを・・・

新春
特集

新年に想う 年男・年女

岸野 悦朗(5月7日生)



本年で早くも生を受けて60年が過ぎようとする。この60年間の前半生は昭和戦後の激動の時代、後半生は平成の新たな時代を通じて、この間の社会・経済の変化の著しさを痛感せざるを得ない。その中であって、特に税に関しては30年前の平成に入る直前に誕生した消費税は、その重要性が著しく向上し、今日では税収の約3割を占める状況にまで進展した。

昭和の時代、所得税や法人税といった直接税が中心となる中、間接税として普遍的な財やサービスに対する消費課税は、不公平税制のシンボルとして昭和53年度の一般消費税及び昭和61年度の売上税の導入に際し、国民からの強い反対により葬り去られてきた。消費税はこうしたいばらの道を歩んだ中で、昭和63年度ようやく成し遂げられたことに鑑みると、導入に向けて勇気をもって努力してきた方々に改めて感謝したい。

昭和63年の消費税の誕生前後、私は京都の宮津税務署に勤務していた。導入されたばかりの消費税はなじみのない税制だけに、地元の事業者からの不安が大きく、説明会に際し、事業者からの数多くの質問の対応に苦慮した思い出がある。その後30年間、財政赤字が拡大しつつある中であって、消費税は種々の景気変動にもかかわらず安定した税収を上げ続け、財政面からは優等生的な存在とされている。

しかしながら、近年の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障費が増加し、その結果財政赤字が慢性化しており、財政健全化が見込めない。こうした傾向の中で、若い世代を含め将来を不安視する者が増えている。これからの若い世代のためには、勇気ある先人を手本に我々高齢者層が消費税改革によりしっかりした財政税制基盤づくりを行わなければならない。新しい年に向けて、これから活躍する世代が希望を持てるような、国づくりを祈念する次第である。

小出 正彦(5月23日生)



皆様、明けましておめでとうございます。

今年は戌年、昭和9年生まれの私は年男とのことで、この原稿依頼を頂きました。

税理士登録をして今年で25年となります。登録後10年間、会員相談室の相談員となり従事してきました。これまで業務を続けてこられたのは、ひとえに皆様のご指導ご援助のお陰です。ありがとうございます。

通算65年間、天職としてきた税務にはそれぞれ期限があります。何事も期限に追われずむしろ期限を追うように心がけたいものだと思っています。

今日、危機的状況の財政のなかで思うに、これからは国自身も己の力で歳入を得ていく必要があるのではないか。財源は税だけではないのですが、地価税をこのまま凍結して良いのか。また、宝くじの当せん金は、当せん金付証券法により非課税ですが宝くじはもとより、競馬、競輪、競艇など的高額当せん金には利子所得と同様に、源泉分離課税の適用はどうか。消費税も訪日外国人が買物をしての免税措置はどうか。身近なところにも財源確保の検討の余地があります。

年男は節分に豆をまくのだそうです。80代の年男ともなれば体力、気力、知力の衰えを感じます。また、大切な業務のアフターケアも難しくなってきます。新年を迎え当面は節分と確申を目途とし、更に今後業廃することなくボランティア精神をもって、生涯現役で過ごしていけたらと思っています。

どうぞ、今後ともよろしく願い申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

坂野 純子(7月27日生)



謹んで新年の御祝いを申し上げます。

昨年中は、一方ならぬご高配を賜り、心から感謝致しております。誠に、ありがとうございました。

雪は冬の楽しい贈物です。底冷えのするある日、ふと目を窓の外に向けると、灰色の空を何時しか雪がチラチラ。見る間に積もって、庭の土を覆い、山茶花や八ツ手の枝に、綿を載せたように積もります。その頃には、幼い甲高い声が出て、子供達が走り、子犬が駆け回ります。私たち自身、何時しか幼い頃を思い出し、訳もなく、はしゃぎたい気持ちになります。また、道を行く人の姿を見るのも一興です。しかし、夕方になっても降り止まぬ日には、明日はどうだろうかと、気になり出します。電車が動かなくなるとは、大変だからです。夜更け、颯と雨戸を閉めます。

雪の上がった日は、暖かいです。雪の美しさを、心行くまで味わえるのも、その様な時です。近くの、社の森を訪ねてみます。鳥居から拝殿までの広い境内は、誰が歩いたのか、靴跡が一筋、半ば埋もれて続いているばかりです。さすがは、神域です。丁度、午後の太陽が林間を漏れて、地上の雪はキラキラと硝子の粉のように輝き、高い木立の影がその上を長く引いています。目を凝らせば、それは黒というよりも、寧ろ紫色の影の様です。何という美しさ。何という清浄さ。私は思わず、何時までも清浄な姿であってほしいと、願わずにはいられないのです。

本年も、御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様の御健康と御多幸を、心より御祈り申し上げます。

熊谷 文博(10月22日生)



後5年で定年になりますが、退職後には一昨年取得した特定行政書士の資格と税理士としての経験を活かして、遺言や個人信託の業務を行う予定です。

また、転勤のない規則正しい勤務のおかげで、10年ほど前から犬の飼育を趣味にしてきましたが、シードッグの飼育を本格的にやりたいと思っています。

シードッグの飼育とは、ドッグショー(展覧会)に出陳してある程度の成績を残すことができる、その犬種としてのレベルの高い犬を育てることです。

どういう仕組みかというと、私が両親犬をシードッグとして育て、交配、出産、子育てから子犬の販売までブリーダー(繁殖家)にお任せします。仕事柄、算盤を弾きますと収入は子犬の頭数×販売価格×0.5(5割はブリーダー分)×母犬の頭数となります。経費は、「ドッグフード代」、「医療費」、「衛生管理費」、「ドッグショー費用」などがかかります。

ブリーダーは自分で両親犬を所有し続けると、いずれは老犬が増えて運営が行き詰まってしまうことから作られたシステムです。

シードッグとなる子犬(ショータイプ)になれるかどうかは、生後半年たてばほぼわかりますが、生後1ヶ月で見極める力が求められます。見るポイントは血統、性格及び歩様で、いずれも先天的なもので後に矯正することができません。

現在3頭のチャンピオン犬(JKC)を所有しており、4頭目がチャレンジ中(写真)です。



日々の世話だけでなく、変化する犬種基準(スタンダード)の勉強などやることはたくさんあります。犬の管理をするには何より大事なのが自分の健康管理。

これらの基礎を作ることを原動力にしてなんとか元気でいたいものです。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

菅沼 宏司(10月27日生)



新年あけましておめでとうございます。

今年は四度目の年男を迎えます。二度目から三度目の年男、つまり二十四歳から三十六歳までの人生は、税理士資格取得までの苦しい思い出、勤め人時代のつらい記憶、妻との恐ろしい、いや、素晴らしい出会い。その後長女長男が誕生し、すすくと可愛げなく(!?)成長、と今の自分の生活の基盤となる出来事が数多くありました。

では、四十八歳を迎えるこの十二年間はどうか?次男誕生という出来事はあったものの、どちらかという仕事に比重が置かれていたように感じます。

もちろん家庭を大切に作る姿勢は今でも変わりありませんが、仕事に対する責任、仕事における重圧感、というものが年々増しているような気がしています。税理士業であるということは何ら変わらないのですが、内容が年々重たくなっているように感じています。刻々と変わる税法についていくのがやっと、という自分の能力の無さから来るものもあるでしょうが、客観的に見ると、顧問先の要求レベルが上がっている部分があるのかな、とも感じています。

昨今の経済状況から、廃業する顧問先もある一方で、成長していく顧問先もわずかながら存在します。そうした成長企業にとっては、今までのように決算作業だけの税理士では物足りなく映っているようです。税金への関心はもちろんある。ただそれだけではなく、いかに経営感覚を組織に浸透させるか、そのために財務資料から得られる情報をいかに従業員に伝えるか、その手伝いをしてほしい、との要望が出てきています。

そうした成長意欲の高い顧問先の要求に応えるには、まず自分自身が成長しなければなりません。仕事に対する重圧感是一种の成長痛なのかな、とも思いません。今からの十二年間はそれを乗り越えて悠然と仕事がこなせるようになりたいものです。

柴田 尚之(11月26日生)



もう一度世界史を学び直したい!

2017年の8月南東ヨーロッパを旅行した。

クロアチアのドブロヴニクの旧市街を中心にモンテネグロのコトル、ボスニア・ヘルツェゴビナのモスタルを観光した。いずれも世界遺産に指定されている。

この地域の歴史情勢は複雑でかつて、オスマン帝国、ハプスブルク帝国の支配を受け歴史的にも、また政治的に分断された影響が現在も残っている。

モスタルにあるスタリ・モストの橋が16世紀の建造物と思うとその建築技術の高さには目を見張った。

コトルも中世からの城塞港湾都市としての名残が見られ魅力のある町であった。しかしクロアチアとモンテネグロの国境を通過するのが大変であった。国境は日本の高速道路のようなゲートが6箇所ほどあり乗用車とバスに別れて並ばされる。

ドブロヴニクからモンテネグロに入る主要道は一本道である。国境を通過するのに3時間かかった。帰路も同様である。

陸地も様々な文化や人種の融合、紛争の歴史がある土地であるが、アドリア海の海中も、とても興味深い。

ドブロヴニクの港から程近いところには第2次世界大戦中に機雷に接触して沈没したイタリアの貿易船の一部が残っていたりイストラ半島には以前はオーストリア・ハンガリー帝国の軍港があった関係もあり、その沖合には世界的に有名なship wreck (baron gauchという)のポイントがある。

今回の旅行を契機に、旧ユーゴを中心としたバルカンの歴史的に非常に興味を持ち、バルカン関連の書物を読み漁っている。

そんな中で、ボスニア出身のノーベル文学賞受賞作家であるイヴォ・アンドリッチの「ドリナの橋」がとても面白く次回、実際に訪れることを今から心待ちにするとともに世界史を再度学び直し始め、今後も続けていきたいと思っている。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

田邊 豊(12月18日生)



新年明けましておめでとうございます。

少し前のことですが、「人間と対話ができる人の形や犬の形をしたロボットが以前より進化した」と報道されました。人間の呼びかけに反応することができるようになっていました。AI(人工知能・ロボット)の技術である学習機能の進化によりこのようなことができるようになったとのこと。

今から2年ほど前の研究発表では、AIの利用により「10年後に人工知能・ロボットに代替される可能性がある職業」として税理士業が挙げられていました。

最近、フィンテックの利用により、会計処理データの電子化や税務申告書の作成業務の自動化も進められています。これらの状況から、一般的事案の会計処理業務と申告書作成業務に限っては、人工知能・ロボットに代替される可能性があると思います。

しかし、私共の経験によれば、会計処理と税務申告書の作成業務については一般的事案の業務処

理のみで済むことはほとんど有りません。例えば、個別的またはグレーゾーンとなる事案などが発生する場合があります。これ

らについては、自動的に判断して処理をすることはできません。類似の事例研究、関連法令の確認等をしてそれぞれにつき会計上と税務上の判断をして事務処理をする必要があります。現状を正しく認識されることなく、偏った情報により導き出された結論がこのような齟齬を生じさせているのではないのでしょうか。

手計算、手書きからコンピュータへと事務処理の仕方は変わってきていますが、会計と税務の基本的な考え方に大きな変化はなかったと思います。税理士業務のうちAIの利用が難しいものは多種多様であり、それらのものについては、これからも税理士としての専門的な判断を求められる業務として続いて行くと思っています。

寝台列車の旅

家族旅行をどこに行こうかと話し

合っていたとき、息子が「もう一度、寝台列車の旅がしたい」と言い出した。小学5年の息子は5歳の時に寝台特急カシオペアに乗車していたが、どうも記憶に残っていないらしい。

寝台列車と言えば、カシオペア・北斗星・トワイライトエクスプレスなど昔は日本各地で運行されていたが、車両の老朽化や新幹線・飛行機など高速交通網の整備が進んだことなどが理由で次々に廃止されている。現在、唯一定期運行を行っているのが寝台列車サンライズである。その寝台列車サンライズは、東京駅を出発する段階では14両編成であるが、岡山

私のつぶやき
MONOLOGUE

駅で高松駅へ向かう『サンライズ瀬戸』と出雲駅へ向かう『サンライズ出雲』に切り離される。

息子の希望通り、家族旅行は、『サンライズ出雲』に乗車することに決定した。東京駅を22時00分に出発し、出雲駅には9時58分に到着する約12時間の列車の旅である。

車窓からの夜景も素晴らしいが、やはり、寝台列車の旅をしているという実感が湧く瞬間は、夜明けではないのでしょうか。美しい朝陽が昇る瞬間を見ながら食べる朝食は至福の時間でした。息子以上に両親が喜び、楽しんだ今回の寝台列車の旅。息子には本当に感謝したいです。(河田 隆弘)

11月支部研修

(平成29年11月10日開催)

「マスコミを賑わした企業買収事例等の解説等(法務の立場から)」 企業買収:特に敵対的企業買収について

講師:筑波大学大学院教授 徳本 穰氏



1. 序

経済のグローバル化に伴い、日本においてもM&Aが増加してきた。そして、従来の日本では稀にしか発生しなかった敵対的買収が近年行われるようになってきた。

対抗措置と防衛策は厳密には区分して使用する必要がある。

対抗措置: 敵対的買収の発生後に買収の対象となった企業がその買収を阻止すべく行う措置(事後の防御策)

防衛策: 敵対的買収の発生前に買収の対象となる企業が将来の敵対的買収に備えてあらかじめ対策をしておく措置(予防策)

2. ニッポン放送事件の発生以前の状況

従来、日本では敵対的な企業買収の発生は少なかった。その現象の原因は、日本の企業風土として、対決により問題を解決することよりは協調によって問題を解決することが望まれたことにある。また、企業経営では、金融機関・取引先・従業員などとの信頼関係を基礎にして経営が行われ、その信頼関係を脅かすような行為は望ましいものとは考えられなかった。そして、最も大きな原因であると思われることとして、企業グループを典型とするいわゆる株式の相互保有・相互持ち合いに基づく安定株主工作が行われてきたことである。これらの原因によって、日本では従来企業買収といえば友好的な企業買収のことであり、敵対的な買収は極めて稀な存在にしかすぎなかった。

3. ニッポン放送事件の発生以後の状況

●ニッポン放送事件の概要

ライブドアの敵対的な買収に対して、買収の対象となったニッポン放送が大量の新株予約権を発行しようとしたところ、ライブドアにより新株予約権の発行の差し止めが求められ、その可否が裁判所において争われたという事案である。

●東京地裁及び東京高裁の一連の決定の概要と原則・例外に分けて考える考え方

このような新株予約権の発行が会社法の規定しているいわゆる不公正発行に当たるか否かが最大の争点となった。株式会社においてその支配権に争いがあり、従来の株主の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株予約権が発行され、それが第三者に割り当てられる場合に、その新株予約権の発行が支配権を争う特定の株主の持株比率を低下させ、現経営陣の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであるときは、原則としてそれは不当な目的を達成する手段として新株予約権の発行が利用される場合に当たると判事された。しかし、これには例外的な場合があるとして、株主全体の利益の保護という観点から、その新株予約権の発行を正当化する特段の事情がある場合は別であるということも判事している。本件では、このような原則と例外を分ける理論構成を裁判所はとった。

●ニッポン放送事件以前の裁判例と主要目的理論ないし主要目的ルールとの関係・異同

新株発行の主要目的が買収者の持株比率を低下させるため、且つ新株の発行を決議した取締役の支配的地位を維持するためであると考えられる場合には、その新株発行は不公正であるとされ、もしその新株発行の主要目的が会社の資金調達のためなど合理的な経営目的であると考えられる場合には、その新株発行は公正であるとする考え方である。この考え方のもとでは、対抗措置は常に不公正ということになり、理論的な限界があった。

●ニッポン放送事件の意義

それまでの裁判所が対抗措置について本音と建前を使い分けてきたのをようやく本音の議論をするようになったところにある。

●経済産業省企業価値研究会と企業価値報告書

企業価値研究会が発表した2005年報告書では、企業価値の維持・向上に繋がるような敵対的買収は促進されるべきであるが、企業価値を毀損するような敵対的買収は抑制されるべきであるとされ、企業価値というものを基準に予防策の合理性について提言をしている。

●米国のデラウェア州の会社法

米国では各州に異なる会社法が存在している。その中で、企業に使い勝手のよい効率的な会社法を提供することによって、会社法という制度インフラをめぐる競争に勝利したのがデラウェア州の会社法であると評価されている。そして、デラウェア州の会社法は米国の企業法務において、理論的にも実務的にも指導的役割を担っている状況にある。

●経済産業省と法務省の指針

企業価値報告書は企業価値を基準に主として予防策の合理性について提言をしているのに対して、指針は予防策の適法性について提言をしている。

4. 課題

- ①「企業価値」という用語の不明確性
- ②対抗措置の適法性に係る判断基準の不明確性
- ③ステークホルダーの利益までも考慮すべきか否か
- ④裁判所の究極的な機能であるスクリーニング機能を取り入れるべきか否か

⑤その他の課題

- 米国型の法規制や欧州型の法規制と比べて、日本の法規制はいかにあるべきか
- 独立委員会の役割についての再検討
- ニッポン放送事件で判示された四類型以外での発動条件の適法性
- 平成26年会社法改正と対抗措置・防衛策との関係性
- 多数国間共通ルール構築の可能性
- 出光の公募増資の事実と対抗措置に係る判断枠組みとの関係 等

5. 結び

買収に対する対抗措置として株主・ステークホルダー・経営者など関係者間の利害関係をいかに果たすべきかというミクロとしての利害調整と米国型・欧州型・日本型などのようなマクロとしての法規制の在り方が関わってくる。このような支配の争いを決めるのは、株主であるのか、それとも経営者や市場・裁判所などであるべきなのか、どのようにこのようなものが補完し合って対応すべきであるか、ということなどが問題となってくる。そして、会社支配の変動は自由であるべきなのか、規制が置かれるべきなのか、株式会社における所有・経営・支配の在り方はいかにあるべきか、ということなどが今度の問題となってくる。

限られた時間の中で、敵対的買収についてわかりやすく解説していただき、理解を深めることができました。

(長屋 匡俊)

12月支部研修

(平成29年12月8日開催)

1. 書面添付制度について

講師：昭和税務署 法人課税第一部門
統括国税調査官 廣瀬勝之氏



法人税申告書に添付する税理士法第33条の2に規定する書面につき、制度の概要及び記載内容についての説明がされた。

書面添付制度を活用することにより、申告内容が適正である納税者については、税理士への意見聴取によって税務調査が省略された場合は事務負担の軽減につながり、税理士については顧問先からの信頼獲得や地位の向上に資すると考えられる。課税庁にとっても無用な税務調査を避けることができるため、不適正な申告をしている納税者に対して重点的に税務調査を行うことで事務運営の効率化につながり、各々に利点があるので積極的に活用してほしいとのこと。具体的な記載内容については、通常の月次処理や決算において確認した事項を記載すれば足りるとのこと。

また、書面添付制度の更なる普及のため、書面添付制度協議会への積極的な参加を期待しているとのことであった。

2. 平成29年分の年末調整について

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
国税調査官 中島千尋氏

平成29年分の年末調整及び平成30年分の源泉徴収事務に関する留意事項について説明がされた。

(1) 平成29年分の年末調整について

- ① 給与収入が1,000万円以上の場合の給与所得



控除は220万円が上限とされているため、平成29年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表を使用する。

- ② 控除対象配偶者や扶養親族の収入の把握に誤りがあった場合は、年末調整の再調整を行う。
- ③ 国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受けるためには、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要である。
- ④ 年少扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族の判定については、早生まれの親族に適用誤りが多くみられるため注意する。
- ⑤ 扶養親族の重複控除がないように注意する。
- ⑥ 寡婦控除の適用には婚姻関係があったことが要件であり、事実婚については適用されない。
- ⑦ 障害者控除のうち、愛知県が発行する療育手帳においては障害程度がAの場合に特別障害者となり、名古屋市が発行する愛護手帳においては障害程度が1又は2の場合に特別障害者となる。要介護認定を受けている者については、社会福祉事務所長の障害者控除認定書が必要である。
- ⑧ 控除対象配偶者や扶養親族の年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料や介護保険料は、その年金の受給者に社会保険料控除が適用される。

(2) 平成30年分の源泉徴収事務について

- ① 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正について

合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることができないこととなった。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下とされた。

- ② 扶養親族等の数の計算方法について

給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者（合計所得金額が900万円以下である居住者と生計を一にする合計所得金額が85万円以下である配偶者）に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされた。また、同一生計配偶者（居住者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされた。

3. 平成30年度償却資産(固定資産税)の申告について

講師：金山市税事務所 固定資産税課
償却資産係長 田中 敦氏



償却資産税の申告について、提出先と提出期限の確認があったとともに、マイナンバーが記載された申告書を代理提出する場合は、納税者本人のマイナンバーカードの写し等の番号確認書類に加え、下記の身元確認書類が必要であるとの説明がされた。

- (1) 税理士本人が提出する場合は、税務代理権限証書及び税理士証票の提示
- (2) 税理士事務所の職員が提出する場合は、税務代理権限証書及び税理士証票の写しの提示
- (3) 郵送により提出する場合は、上記(2)の提示書類を同封
- (4) 電子申告により提出する場合は、電子証明書

また、中小事業者等が新規取得した経営力向上設備に係る課税標準の特例につき、従来から対象であった機械装置に加え、工具、器具備品、建物附属設備が対象に追加されたこと、太陽光発電設備に係る課税標準の特例につき、対象となる設備が変更されたことについて説明がされた。

(研修部 木下晃良)

支部夜間研修

(平成29年11月15日開催)

「データから読み解く、東海地区の不動産市場動向」

～不動産は地域の違いによる個別化が進行～

講師：(株)東京カンテイ 名古屋支店
ゼネラルマネージャー 有馬 義之氏



本研修では、さまざまなデータを駆使して、東海地区の不動産市場の動向、総世帯数が減少に転じる2020年以降の不動産市場の予測、生産緑地指定解除がもたらす2022年以降の不動産市場への影響について、講師の方がわかりやすく解説して下さいました。

1 東海地区の不動産市場で、今、何が起きているか？

名古屋圏を含む三大都市圏は、いずれも2013年以降、住宅地・商業地ともに基準地価が対前年平均で、一貫して上昇傾向となっている。現在、名古屋都心においては、マンションとビジネスホテルの建設ラッシュが続いており、これが大きな地価上昇の要因となっている。愛知県では、2026年に夏季アジア競技大会が開催されることに加え、2027年のリニア開業に向けて宿泊施設の増加が予測されている。また、高齢者を中心に、郊外の戸建て住宅より利便性の高い都心のマンションを選択する動きが強まっており、名古屋中心部での不動産投資が活発化している。そして、金融緩和による投資マネーが不動産市場に流入している事実も見逃せない。愛知県における地価上昇の中心地は、名古屋市中心部のほか、長久手市、みよし市、安城市、刈谷市、知立市など、交通の利便性が高く、産業の集積しているエリアとなっている。

2 東海地区の住宅地に関する分析

2014年以降、ファミリーマンションの新規分譲

戸数は、毎年一貫して減少している。2017年も2016年を下回るペースで推移しており、岐阜県と三重県にいたっては、2017年上半期の新築ファミリーマンションの分譲戸数がゼロとなっている。これは、需要の減少を示すものではなく、需要をみたす物件が供給できないためである。その結果、建築コストの上昇もあいまって、新築のファミリーマンションの平均価格は、右肩上がりの上昇を示すこととなった。名古屋市の新築ファミリーマンションの坪単価は、2015年以降190万円以上が恒常化している。中区の伏見にいたっては、全物件の坪単価が300万円以上である。この状況下において、ディベロッパーは面積を下げることで販売価格を抑えるようになった。愛知県の新築ファミリーマンションの平均専有面積は、この10年間で85.56㎡から72.84㎡になり、10㎡以上の減少となった。その他、研修会では、以下のような分析が示された。

① 愛知県は伝統的に、マンションに比べて、戸建て住宅が好まれる土地柄である。しかし、この10年で顧客行動は大きく変化し、名古屋市中心部をはじめとする多くの地域で、新築マンションの平均価格が、新築の戸建て住宅の平均価格を上まわるようになった。

② 女性の社会進出の増加、高齢者の都心への住み替え、共働き夫婦の増加など、住む場所に高い利便性を求める傾向は今後も強くなっていくと考えられる。中古分譲マンションのリセールバリューは、最寄駅からの徒歩時間が重要なファクターとなる。

③ 持家志向が強いとされる日本人だが、「借家でも構わない」という意思を持つ人が、若者を中心に増加傾向にある。そのため、借家へのニーズは、今後も大きく衰えることは無いと考えられる。

④ 愛知県主要都市の物件募集期間は、シングル向けであれ、ファミリー向けであれ、新築であれ、中古であれ、3か月間を超える地域はない。アパートバブルがささやかれてはいるものの、こと愛知県に関しては、依然として旺盛な需要に支えられていることがわかる。

⑤ 中古マンションについては、ここ3年間流通戸数が年々増加している。専有面積に関しては横ばいである。ただし、平均価格は上昇傾向にあり、名古屋市では5年連続の上昇を示している。

3 総世帯数が減少に向かう2020年以降の不動産市場
総世帯数は2020年以降減少に転じる。しかし、

単身世帯は2030年まで増加し続ける。この傾向のもと、単身者向けの住宅需要が高まるため、一戸当たりの専有面積は狭くなっていくであろう。他県との比較で考えた場合、愛知県は相対的に人を集める力が強いと、土地の需要の減少も比較的穏やかなものになると考えられる。

4 2022年以降、生産緑地指定30年解除がもたらす不動産市場への影響

結論から言えば、一部の地区を除き生産緑地指定解除がもたらす不動産市場への影響は、それほど大きくないと考えている。その理由は、① 生産緑地ではない市街化区域内農地でも、半減する

までに15年を要したという事実と、② 愛知県は、他県に比べて市街化区域内における生産緑地が少ないためである。ただし、日進市や知立市のように、地価が高く、相対的に生産緑地比率が高いエリアにおいては、宅地として供給される生産緑地も相対的に多くなると予想され、競合する物件が増加すると考えられる。

限られた時間の中で、東海地区の不動産市場動向についてわかりやすく解説していただき、理解を深めることができました。 (金子 和生)

租税教育で感謝状



11月10日(金)、昭和支部11月度例会に於いて、昭和税務署長より「租税教育」の推進に貢献したとして、感謝状を頂きました。税理士法改正により「租税教育への取り組み」が絶対記載事項になって以降、当支部においても少しずつ開催回数を増やしていき、昨年度は、小学校で28コマ、中学校で4コマ、高等学校12コマ、大学でも2コマと計46コマの租税教室を開催しました。今年度は、さらに中学校での開催増加が見込まれており、60コマ開催に迫る回数を開催する予定です。気が付けば、名古屋税理士会においても有数の開催回数を誇る支部になっているのです。

しかし、誇れるのはその回数だけではありません。支部では、日本税理士会連合会のテキストや名古屋税理士会のテキストを再編集し、支部独自教材として、統一のパワーポイントでどの教室でも

同じ内容で授業を行っているのです。担当の講師は代わっても同じ内容で授業ができるということです。昨年までは、小学校・中学校のパワーポイントは同じ内容で少し言い回しを変える程度にいていましたが、「同じでは、中学生には簡単すぎるのでは…」というご意見もあり、本年度は、小学生用・中学生用を作成し、中学生にはより細かいところまで説明することとしました。

いずれにせよ、小学生にとっても、中学生にとっても難しい内容なので、どれだけわかりやすく伝えられるかの方が大切だと思います。昭和支部で昨年作成したパワーポイントは、名古屋税理士会租税教育推進部のページからも見るようになってきているようです。是非、一度ご覧ください。実際のものは、さらに流行語が入っていたり、その学校の写真が入っていたり児童・生徒の皆さんが入り込みやすい内容になっています。

今年度租税教育の担当をさせていただいているからと言うことだけでこの文章を書かせていただいておりますが、今回の感謝状は、統一のパワーポイントを作成した前の支部広報部の皆さんや講師を担当された皆さんのご努力の賜物だと思います。この感謝状に驕ることなく、さらなる支部の「租税教育」の充実に取り組んでいきたいと思っております。

(松永 研嗣)

税金セミナーと無料税金相談



国税庁では毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴企画を実施しています。この期間を含む前後で昭和支部では昭和税務連絡協議会の主催で行われるイベントのうち、11月11日(土)にイオン八事店4階で行われた「税金セミナー」と「個別税務相談会」を担当しました。

今年は昨年と同様、表彰式、税金クイズ、セミナー、税金相談という構成で開催されました。午前中は「税の作品合同表彰式」として、中学生の「税についての作文」、小学生の「税に関する習字」等を受賞した生徒に表彰が行われました。表彰式終了後は、当支部主催の「子ども税金クイズ」を開催しました。表彰式に出席した子供たちのほか保護者の方も加わり、大盛況となりました。

午後からは、「税金セミナー」が行われました。



昨年までは「相続セミナー」と銘打つてのセミナーでしたが、今年は、他の話題を取り上げる可能性や、広告等の締め切りの関係もあり、一般的な「税金セミナー」というタイトルで臨みましたが、やはり数年来マスコミ等で相続が話題となることが多い相続をテーマにセミナーを行うこととなりました。担当会員の講師によるパワーポイントを使ったわかりやすい解説で、参加された方も相続税について理解を深めていただけたのではないかと思います。

その後の「税務相談会」は、約1時間で3名の会員が相談員として担当しましたが、所得税の申告期限や医療費控除から相続税対策に関することまで幅広い相談がありました。一人あたり20分から30分程度の相談時間でありましたが普段あまり我々税理士と接する機会の少ない方にとってはよい機会であったのではないかと思います。



今回の「税金セミナー」と「無料税金相談」は、税の専門家たる税理士が社会の中でどのような役割を果たしているのかを広報する貴重な一日となったのではないのでしょうか。

平成30年の税制改正では、配偶者控除が見直されることとなり話題となりました。税制や税務をとりまく環境もめまぐるしく変化しています。我々税理士としても「税を考える」ことが今一層必要であることを自覚したいものです。

同好会だより ソフトボール同好会



最年少部員の小倉です。今年度途中から加入して、練習や試合に参加させていただきましたので、簡単にはありませんが、今年度のソフトボール同好会の活動内容と感想をご紹介します。

〈練習について〉

練習は毎週火曜日ないし水曜日に原中学校で夕方18時30分過ぎから21時頃まで行いました。学校グラウンドは全部貸切になるので学生時代とは違い広々と校庭を使えて良かったです。練習内容は、基本のキャッチボールから始まり、トスバッティングやシートバッティング、紅白試合や時折千種支部等他支部との練習試合を実施しました。

私個人的話として、スポーツは3年程前から錦織ブームに便乗して硬式テニスをしているので、体力的にはあまり問題はなかったのですが、元々腕力をあまりつけてこなかったので上半身はバットを振る筋力がなく翌日はボロボロとなっていた時期が多かったです。また、諸先輩方からキャッチボールやバッティングフォーム等基礎動作のコーチングを受け、いくらかは改善が図られたかと思います。バッティングに関しては、依然手打ちで転がしているだけの感覚があるので、来年以降はタイミングを合わせて軸で打てるようにしていきたいです。

〈名古屋税理士会・東海税理士会親睦ソフトボール大会(各務原市総合運動公園ソフトボール場)〉

当初予定日の平成29年9月16日(土)が天候により順延して、1ヶ月半後の11月3日(金・祝)に開催されました。4面進行で行われ、他支部の練習や試合風景を見ていましたが、当初想像していたより皆様のガチ具合が伝わってきました。

試合の方は、元々あまり緊張する性格ではないのですが、外野でぼーとしており痛恨の落球等もあり初戦敗退し、復活戦へ。最終的には、復活戦の決勝で敗れ、復活準優勝となりました。大会優勝は千種支部。

〈名古屋税理士会第10回親睦ソフトボール大会(ナゴヤドーム)〉

平成29年11月23日(木・祝)に名古屋税理士協同組合創立50周年記念ということでナゴヤドームにて2面進行で開催されました。

ナゴヤドームのスタンドにはここ数年クライアントと何回か来ていましたが、グラウンドにおりたのは当然に初めての体験だったので新鮮でした。ナゴヤドームの人工芝は学校の土グラウンドとは跳ね方等異なり、違和感がありました。天然芝と人工芝が違うとよく中継で解説者が言っているのを聞いて芝なら全部一緒じゃないのかと思っていましたが、やはり聞くのと自分で見て触るのでは全然違うなと感じました。これからプロ野球でエラーがあったときには、少し優しい目で見ることができそうです。



試合結果は初戦の半田支部に8対7のルーズヴェルト・ゲームで勝利したものの準々決勝で千種支部に敗れてしまいました。

大会を通じて1番ライトのイチローポジションを任せましたが、迷いがあるときに凡打してしまったので、次回チャンスをもったら出塁率を高めるべく流し打ちを徹底して塁に出ることを最優先に考えていきたいです。

大会では走り回っていた記憶しかないのですが、次からは攻守共に貢献できるように練習していきます。優勝候補筆頭と試合でき、勝者の戦い方がわかったのは来年以降につながると思いますので、負けっぱなしで終わらないよう、個人的な課題として守備力を向上し、信頼を勝ち取れればと考えています。中日ドラゴンズより早く優勝できるよう来年以降も頑張ります。

最後に、運営者の皆様、役職者様、応援に来てくださった方々ありがとうございました。次年度以降もよろしくお祈りいたします。(小倉 裕樹)

【11月の月例集会】

平成29年11月10日(金) 13時30分より
天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. マイナンバー制度の定着について
2. 所得税及び復興所得税の予定納税(第2期分)の納税について
予定納税第2期分納期限:平成29年11月30日

(支部より連絡事項)

研修部: 今後の研修会並びに配布図書について
制度部: 規則細則類集発行について
総務部: 今後の予定

【12月の月例集会】

平成29年12月8日(金) 13時30分より
天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 申告書入力事務等センター化の試行について
2. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について
3. ダイレクト納付の複数口座登録の開始について
4. 平成29年分以降のプレプリント申告書送付対象者の見直しについて
5. 源泉担当部門からのお願い事項について
6. たばこ税等の手持品課税について
7. その他

(支部より連絡事項)

研修部: 今後の研修会及び配布図書について
税対部: 無料相談割付発送について
総務部: 今後の予定

【昭和支部幹事会】

平成29年12月15日(金)17時30分より
名古屋観光ホテル

1. 承認事項
(1) 準会員承認の件
2. 報告事項
(1) 支部事業中間報告
(2) 支部会計中間報告
(3) 周年記念事業実行委員会準備状況
3. その他

支部からのお知らせ

・1月月例集会及び研修会のご案内

平成30年1月12日(金)メルパルク名古屋
研修会: 14時30分より

「小規模宅地等の特例の規定の概要及び事例検討 一居住用宅地等を中心として」
税理士 吉本 覚 氏

月例集会: 16時40分より

新年会: 18時00分より

・2月月例集会及び研修会のご案内

平成30年2月9日(金)天白文化小劇場

月例集会: 13時30分より

研修会: 14時30分より

「平成29年分確定申告の留意点」
昭和税務署担当官
「網紀観察事例について」
名古屋国税局担当官

・配布図書のご案内

平成30年1月の月例集会時配布予定

「小規模宅地等の特例適用の手引」
吉本覚 著(新日本法規出版)

全会員郵送予定

「平成29年分所得税確定申告の手引」
(税務研究会出版局)

訃 報



伊藤 康孝 会員
昭和8班

平成29年8月17日ご逝去 享年70才
昭和54年2月22日 税理士登録

編集後記

新年明けましておめでとうございます。1月号は年男・年女の皆さんに多数の御寄稿を頂きまして大変ありがとうございました。ちなみに私も年男、節目の年にいつも以上にがんばろうと決意しているところであり、仕事を頑張ることは当然ですが、今年一番の目玉は、昨年血液検査で基準値を超えてしまったHDLコレステロール値の改善です。この悪玉コレステロールと言われる数値を改善するには運動して、野菜多めの生活をしてダイエットするしかないと考えていますが、大変な道のりです。年末年始は何かと飲食の機会が多いと思いますが、会員の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛ください。そして、昭和支部60周年という年が素晴らしいものになることを祈念いたします。
(広報部 橋本 彰史)